

蒲刈プラン特約（端末機器使用貸借条項）

株式会社エディオン（以下「当社」といいます。）は、以下の条項に定める特約（以下「本特約」といいます）に従い、当社のインターネットサービス「蒲刈プラン」の契約者（以下「契約者」といいます）に対して、無線アクセスサービス受信装置（以下「本端末機器」といいます）の貸出サービスを提供するものとし、本規約は、本端末機器の貸出サービスに関する当社と契約者との間の一切の關係に適用され、契約者は本規約を誠実に遵守するものとし、

（契約の成立）

第1条 当社と契約者との間の本端末機器の使用貸借契約は、当社が別に定める契約申込書に必要事項を記載のうえ当社に提出し、当社が当該申込を承諾のうえ契約者の指定する場所において本端末機器が設置された日から成立するものとし、

（契約終了後の本端末機器の返却）

第2条 契約者は、解除その他の事由による使用貸借契約の終了後、速やかに原状に復した本端末機器を当社の指示に従い返還するものとし、また、これに要する費用は契約者の負担とし、ただし当社のやむをえない事由により利用契約が終了した場合は、これに要する費用の負担は当社が行うものとし、

（料金等）

第3条 契約者は、2項に定める本端末機器の月額利用料金をエディオンネットの料金等とあわせて支払うものとし、なお、本端末機器の月額利用料金は第7条に基づく変更手続きにより、契約者に事前通知を行ったうえ変更することがあります。

2 本端末機器レンタル料金は次のとおりです。

本端末機器レンタル料金	1,073 円（税込価格 1,180 円）／月
-------------	-------------------------

（本端末装置の設置、移設、撤去）

第4条 本端末機器の設置、移設、撤去については契約者の費用負担により、契約者または当社が行います。

（責任の制限）

第5条 天災その他の不可抗力または本端末機器もしくは付属品の自然損耗又は当社の責に帰すべき事由により本端末機器に障害が発生し、その通常の使用ができなくなったときは、当社は当社の費用負担でその修復に努めるものとし、

2 前項以外の事由により本端末機器に障害が発生しその通常の使用ができなくなったときは、契約者の費用負担で当社はその修復に努めるものとし、

3 当社は、本端末機器の使用障害が発生した場合、前各項に定める修復に努めますが、本端末機器の使用障害に伴う損害については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は、損害賠償の責任を負わないものとし、

4 契約者による本端末機器の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても当社は何人に対しても責任を負わず、契約者がその責任においてこれを処理、解決するものとし、

（端末機器の保管・使用）

第6条 契約者は、当社の指示に従い本端末機器を取扱うものとし、

2 契約者は、自己の責任において本端末機器を使用管理するものとし、本端末機器の譲渡、転貸、改造、分解、申込設置場所以外への移動および契約回線以外への移設を行ってはならないものとし、

3 契約者が、自己の責に帰すべき事由により本端末機器を滅失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を当社にお支払いいただくものとし、

(本規約の変更)

第7条 当社は、以下の場合に、当社の裁量により本特約を変更できるものとします。

①本特約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき

②本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 当社は、前項第2号による本特約の変更にあたり、変更後の本特約の効力発生日までに、本特約を変更する旨および変更後の本特約の内容とその効力発生日を、事前に相応の期間をもって通知します。

附則

(実施期日)

本特約は、2010年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本特約は、『蒲刈コース特約「端末機器使用貸借条項」』を改称し、2012年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本特約は、2014年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本特約は、「蒲刈コース／蒲刈プラン特約（端末機器使用貸借条項）」を改称し、2020年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本特約は、2020年12月1日から実施します。